平成２５年（フ）第１１０号
佐賀県唐津市町田４丁目３番312号　県営アパート山崎団地
債務者　一ノ瀬秀機
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１１１号
佐賀県唐津市町田４丁目３番312号　県営アパート山崎団地
債務者　一ノ瀬由美子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第６３０号
住民票上の住所埼玉県東松山市白山台15番地22
債務者　小林　友恵
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６３６号
千葉県松戸市根本14番地の２　パークスカイタワー・松戸312号
債務者　許宮能演こと　許　　能演
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６３９号
千葉県柏市東中新宿４丁目６番１号　武田ビル202号
債務者　黒澤　綾子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６６４号
千葉県松戸市高塚新田637番地の24　ウエルコート市川407号
債務者　渡邉　文雄
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６６５号
千葉県松戸市高塚新田512番地の９　梨香台団地２棟407号室
債務者　渡邉　勝秋
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３８５号
沖縄県那覇市松尾２丁目21番10号　２階
債務者　田代　嘉一
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２２６２号
愛知県あま市上萱津白髭17番地　白髭西コーポ201号
債務者　森下亜希子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４３号
長崎県長崎市野母崎樺島町1795番地
債務者　深堀　昌子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４４号
長崎県長崎市深堀町１丁目389番地　小川アパート201号
債務者　深堀　正雄
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５８号
千葉県館山市西川名34番地の１
債務者　羽斗　敏彦（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第２０８３号
愛知県大府市長根町２丁目６番地　レオパレス追分203号
債務者　長江美穂こと　長江　穂高
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１６５号
名古屋市西区歌里町290番地　歌里荘東１Ｆ101号、従前の住所名古屋市西区上小田井１丁目244番地　コーポレーショントキワ101号
債務者　青山ひろみ
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６３号
埼玉県熊谷市小江川2210番地40
債務者　大平　匡延
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１７４号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目29番地　相沢アパート１Ｆ
債務者　宇都木　厚
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２０７号
神奈川県横須賀市太田和５丁目98番地２　エボニーベル102
債務者　田中　一夫
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部